

未定稿

地方人口ビジョンの策定のための手引き

平成 27 年 1 月

内閣府地方創生推進室

目 次

はじめに.....	1
I. 地方人口ビジョンの全体構成	2
1. 地方人口ビジョンの位置づけ	2
2. 地方人口ビジョンの対象期間	2
3. 記載事項等～人口の現状分析と将来展望	3
II. 人口の現状分析に関する追加的な基礎データ及び分析例.....	4
1. 人口動向分析に関する追加的な基礎データの提供及び分析例	6
(1) 移動に関する追加的な基礎データの提供と分析例.....	6
(2) 出生に関する追加的な分析例	11
(3) 雇用や就労等に関する分析例	12
2. 人口の変化が地域の将来に与える影響の分析・考察の例.....	14
III. 人口の将来展望	16
1. 将来展望に必要な調査・分析	17
(1) 住民の結婚・出産・子育てに関する意識や希望の調査.....	17
(2) 地方移住の希望に関する調査	18
(3) 高校、専門学校、大学等卒業後の地元就職率の動向や進路希望の調査	19
(4) 圏域を単位とする地域連携に関する調査	19
2. 目指すべき将来の方向	21
3. 人口の将来展望.....	22
(1) 将来展望の期間等	22
(2) 人口の将来を展望するに当たっての推計方法	22
(3) 将来展望結果のまとめの記載例.....	26

はじめに

- まち・ひと・しごと創生に関しては、まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号。以下「法」という。）が制定され、平成 26 年 12 月 27 日に、人口の現状と将来の展望を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」（以下「国の長期ビジョン」という。）及び、今後 5 か年の政府の施策の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「国総合戦略」という。）が閣議決定された。
- これを受けて、地方公共団体においては、国の長期ビジョン及び総合戦略を勘案して、地方公共団体における人口の現状と将来の展望を提示する「地方人口ビジョン」、及び、地域の実情に応じた今後 5 か年の施策の方向を提示する都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「地方版総合戦略」という。）の策定に努めることとなる。
- 地方人口ビジョンの策定に当たっては、平成 26 年 12 月 27 日に、「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について（通知）」（閣副第 979 号。以下「通知」という。）において示したとおり、人口の現状分析と将来展望を行うこととなる。
このうち、人口の現状分析のための基礎データや分析例については、同年 10 月 20 日に当事務局から「『地方人口ビジョン』及び『地方版総合戦略』の策定に向けた人口動向分析・将来人口推計について」（以下「10 月 20 日資料」という。）を提示したところである。
- 本資料は、10 月 20 日資料と合わせて、地方人口ビジョンの策定のための参考資料として作成したものであり、地方人口ビジョンの全体構成、人口の現状分析についての追加的な基礎データや分析例、及び、人口の将来展望のための基礎データや展望の作成例について、情報提供するので、御活用頂きたい。
- なお、10 月 20 日に提供したデータや今回提供するデータについては、「地域経済分析システム」に適切に反映する予定であり、「地方人口ビジョン」の策定などに当たっては、併せて「地域経済分析システム」を御活用頂きたい。

I. 地方人口ビジョンの全体構成

1. 地方人口ビジョンの位置づけ

- 地方人口ビジョンは、各地方公共団体における人口の現状を分析し、人口に関する地域住民の認識を共有し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示するものである。
- 地方人口ビジョンは、地方版総合戦略において、まち・ひと・しごと創生の実現に向けて効果的な施策を企画立案する上で重要な基礎と位置付けられることを十分に認識して、策定する必要がある。
- 地方版総合戦略を策定する際には、国の総合戦略を勘案することとされており、地方人口ビジョンを策定する際にも、国の長期ビジョンを勘案することが望まれる。国の長期ビジョンでは、人口の現状の分析と見通しの策定に際し、人口減少が経済社会に与える影響の分析や、人口減少に歯止めをかける「積極戦略」と、人口減少に対応するための「調整戦略」を同時に推進することや、移住の希望や若い世代の就労・結婚・子育ての希望など国民の希望の実現に全力を注ぐ等の基本的視点が提示されている。地方人口ビジョンにおいても、今後の人口の変化が地域の将来に与える影響の分析・考察、目指すべき将来の方向等が提示されることが望まれる。

2. 地方人口ビジョンの対象期間

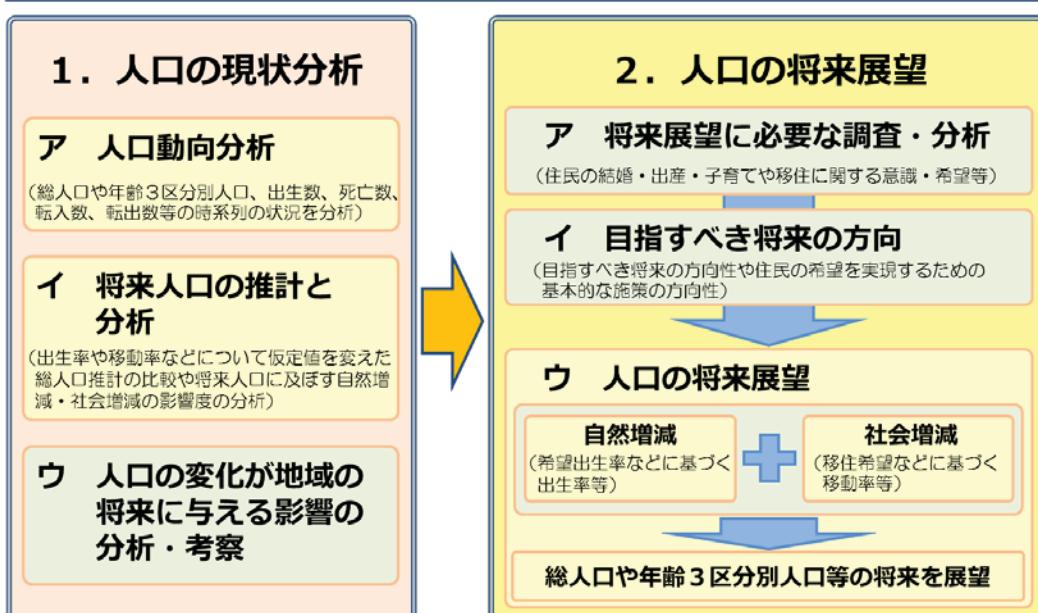
- 地方人口ビジョンの対象期間は、国の長期ビジョンの期間（平成 72(2060)年）を基本とする。なお、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の推計期間である平成 52(2040)年を目途とするなど、地域の実情に応じて期間を設定することも差し支えない。
- 仮に今後の出生や移動の傾向に変化が生じても、その変化が総人口や年齢構成に及ぶまで数十年の長い期間を要する。例えば、人口移動が均衡し出生率が上昇する場合には、高齢化率が低下する局面を迎えるが、この状況を詳しく見るためには概ね平成 72(2060)年頃までの推計を行う必要がある等、対象期間の設定に際しては、今後の変化をどのような視点からみるかを考慮に入れる必要がある。

3. 記載事項等～人口の現状分析と将来展望

- 地方人口ビジョンの策定に当たっては、まず、人口の現状分析を行って、各地方公共団体の総人口や年齢構成がどのように変化してきたか、その要因はどのようなものであったか等を分析し、さらに、様々な仮定の下での将来人口推計を行って比較することで、人口に関する各地方公共団体の今後の課題を把握する。そして、今後予想される人口の変化が地域の将来にどのような影響を及ぼすかを分析・考察する。
- 人口の将来展望については、こうした人口の現状分析で把握した課題を踏まえつつ、地域住民の結婚・出産・子育てや、移住に関する意識・希望等を把握し、目指すべき将来の方向を提示し、自然増減（出生や死亡）や社会増減（転入や転出、移動率等）に関する見通しを立て、将来の人口を展望する。
- 人口の将来展望を行う際には、出生に関する仮定及び移動に関する仮定を設定する必要がある。人口移動の状況は地域によって多様であり、移住のほか、地元就職率の動向や進路希望状況など多面的な調査・分析を検討する必要がある。また、地域によっては地域連携の取り組み等を視野に入れる必要があると考えられる。このように、地域の実情に応じた調査・分析を行い、人口の将来展望を見通すことが求められる。

資料 1 地方人口ビジョンの全体構成

- ・国の「長期ビジョン」を勘案しつつ、人口の現状を分析し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示。
- ・対象期間は長期ビジョンの期間（2060年）を基本。（地域の実情に応じた期間の設定も可）



II. 人口の現状分析に関する追加的な基礎データ及び分析例

- 人口の現状分析については、人口動向分析、将来人口の推計と分析、人口の変化が地域の将来に与える影響の分析・考察を行うが、人口動向分析及び将来人口の推計と分析については、概ね 10 月 20 日資料で提示したとおりである。

<参考－10 月 20 日 提供データ一覧>

- (1) 都道府県別 総人口、年齢別（年齢 3 区分別）人口
(大正 9(1920)～平成 22(2010)年)
- (2) 都道府県別及び市町村別将来推計人口（総人口、年齢別（5 歳階級別、年齢 3 区分別）人口、平成 22(2010)～52(2040)年）
- (3) 都道府県別 出生数、死亡数（大正 9（1920）～平成 25(2013)年）
- (4) 都道府県別 転入数、転出数（昭和 29(1954)～平成 25(2013)年）
- (5) 都道府県別 年齢別（各歳別、5 歳階級別）転入数、転出数
(平成 22(2010)～25(2013)年)
- (6) 都道府県別 都道府県間人口移動数 (平成 22(2010)～25(2013)年)
- (7) 都道府県及び市町村別 性別 年齢階級別人口、純移動数、純移動率
(昭和 55(1980)～平成 22 (2010) 年)

(注 1) (1) : 総務省統計局「国勢調査」「推計人口」、(2) : 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 25 年 3 月推計）」(3) : 厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」、(4)(5)(6) : 総務省統計局「住民基本台帳人口移動報告」、(7) : 総務省統計局「国勢調査」における 2 時点の人口データ等から、性別、年齢階級別の移動状況（純移動数）を推計したもの

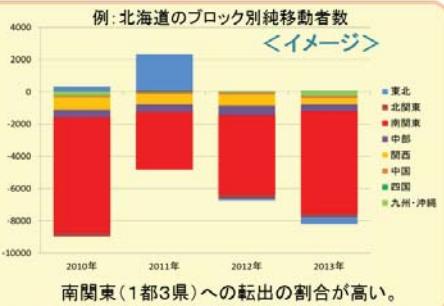
(注 2) (2) は、福島県については県全体での推計のみ。

- 今回、新たに p6、p17、p19、p24 に掲げる人口動向分析に関する追加的な基礎データを提供し、その分析例及び人口の変化が地域の将来に与える影響の分析・考察の例等を示す。

資料2 人口の現状分析のイメージ

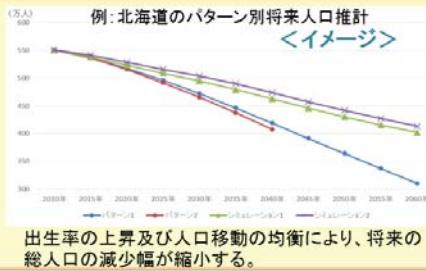
人口動向分析

- 総人口や年齢3区分別人口、出生数、死亡数、転入数、転出数等の時系列の状況を分析
- 性別・年齢階級別の地域間の人口移動の状況を分析
(例: ●歳の▲県への転出超過が大きいことが社会減に大きな影響を及ぼしている)
- 産業別の就業状況や雇用状況など人口動向に関連する事項についての分析



将来人口の推計と分析

- 出生率や移動率などについて仮定値を変えた総人口推計の比較
(例: 出生率の上昇及び人口移動の均衡により●年後の総人口は●万人程度を維持する)
- 将来人口に及ぼす自然増減、社会増減の影響度の分析



人口の変化が地域の将来に与える影響の分析・考察

- 現状の傾向のままで人口が推移した場合の、将来の地域住民の生活や地域経済、地方行政に与える影響について分析又は考察
(例: 民間利便施設の立地、公共施設の維持管理等への影響、生産年齢人口の減少による地方財政への影響等)

1. 人口動向分析に関する追加的な基礎データの提供及び分析例

(1) 移動に関する追加的な基礎データの提供と分析例

- 地方公共団体毎に、性別・年齢階級別・地域別に転入数・転出数を把握することで、人口移動の背景を分析することができ、また、転入数・転出数の差を算出することで、当該地方公共団体の純移動を把握し、分析することが可能となる。
- そのため、今回、新たに、平成 24(2012)年及び 25(2013)年の 2 カ年について、性別・年齢 5 歳階級別に、市町村間の人口移動の状況に係るデータを提供する。

<今回国から提供するデータ>

- | | |
|-------------------------------|-------------------------|
| (8) 市町村別 転入元市町村別・性別・5 歳階級別転入数 | (平成 24(2012)～25(2013)年) |
| (9) 市町村別 転出先市町村別・性別・5 歳階級別転出数 | (平成 24(2012)～25(2013)年) |

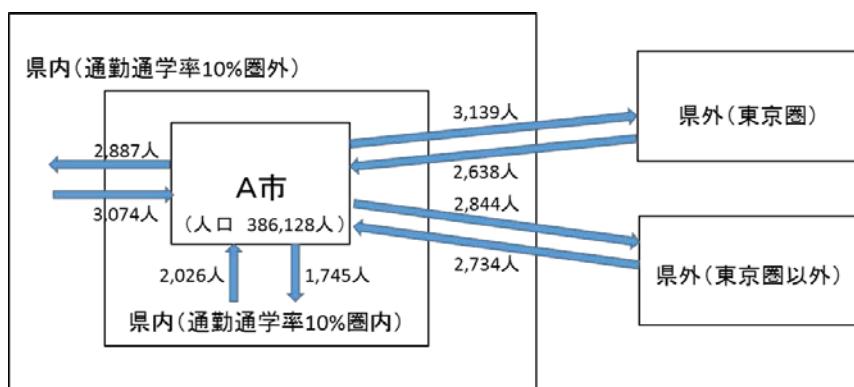
- これらを用いて、10月 20 日資料 (p44～49) で示した、各地方公共団体の転入・転出の状況、中心都市のダム機能の状況等の分析を行うことができる。以下に、これらのデータを活用して、A市の転入・転出状況を例示する。
- なお、このデータは、都道府県の了解を得て、総務省統計局「住民基本台帳人口移動報告」を特別集計したものであり、住民基本台帳のデータが基礎となっている。性別・年齢 5 歳階級別にみた場合、例えば、小規模の市町村においては人口の数値が小さなものとなり秘匿処理が必要となる場合があり得るので、各地方公共団体においては、分析結果の公表等に際し、適切な取り扱いにご留意いただきたい。

< A市の例 >

- A市の平成 25(2013)年における転入・転出の状況を把握し、図表 1～9 のように整理することができる。ここでは、「通勤・通学率 10%以上の地域」について、①県内の A 市への通勤通学率 10% 圏内、②県内の A 市への通勤通学率 10% 圏外、③東京圏、④東京圏以外の県外の 4 区分（以下「地域 4 区分」という。）についての分析を例示している。地方公共団体の実情に応じて、その他の条件設定による圏域について分析することも考えられる。なお、通勤・通学率については、第Ⅲ章 1 (4) (p19) を参照されたい。

- 転入・転出の状況の把握に当たっては、まず、転入数・転出数を把握し、次に純移動の状況を把握する。本稿では、性別・年齢5階級別・地域4区分別の内訳を把握し、グラフを作成している。また、性別・地域4区分別の純移動を把握し、グラフを作成することで、より詳細な転入・転出傾向を分析することができる。
- 具体的に見していくと、A市（平成25(2013)年3月末、人口386,128人）における、平成25(2013)年の転入数は10,472人、転出数は10,615人で、その差143人の転出超過となっている。
転入元は、県内（通勤・通学率10%以内）が3,074人、転出先は、県外（東京圏）が3,139人と最も多くなっている。

図表1 A市の転入・転出の状況

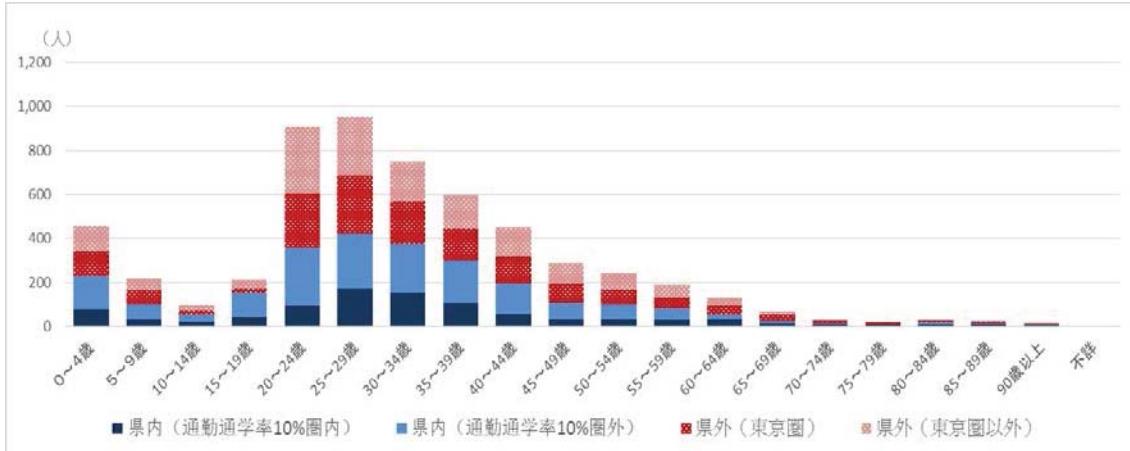


図表2 A市の転入・転出と純移動数

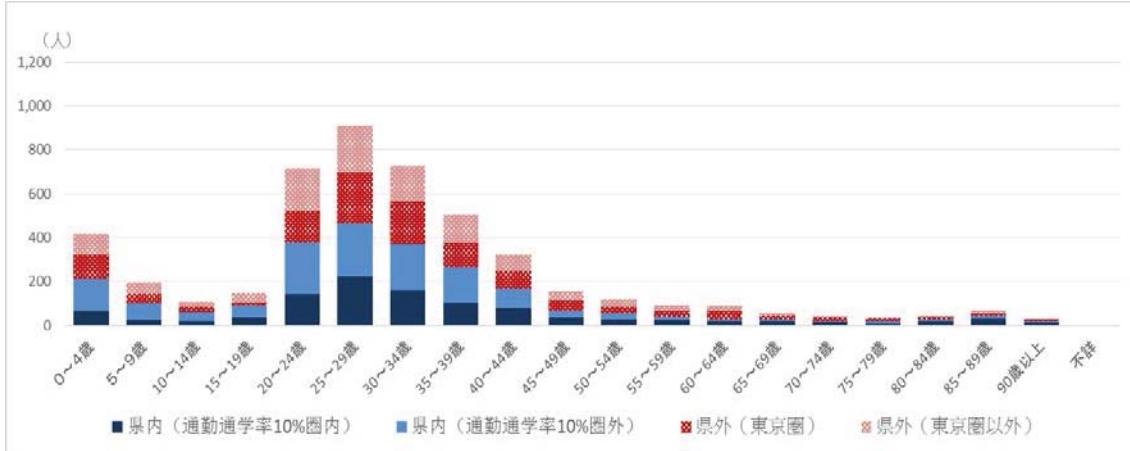
	転入数	転出数	純移動数
県内(通勤通学率10%圏内)	2,026	1,745	281
県内(通勤通学率10%圏外)	3,074	2,887	187
県外(東京圏)	2,638	3,139	-501
県外(東京圏以外)	2,734	2,844	-110
合計	10,472	10,615	-143

- 性別・年齢5階級別に見ると、転入については、男女とも25～29歳が多くなっている。転出については、男性で20～24歳、女性で25～29歳が多くなっており、また、男女とも県外（東京圏）への転出が比較的多くなっている。また、純移動数を見ると、15歳から29歳では転出超過になっているが、25歳から34歳、55歳から69歳では東京圏からの転入も含め転入超過になっている。こうした人口移動の背景を分析し、地方公共団体として目指すべき方向と地方版総合戦略における今後の施策を考えていくことが望まれる。

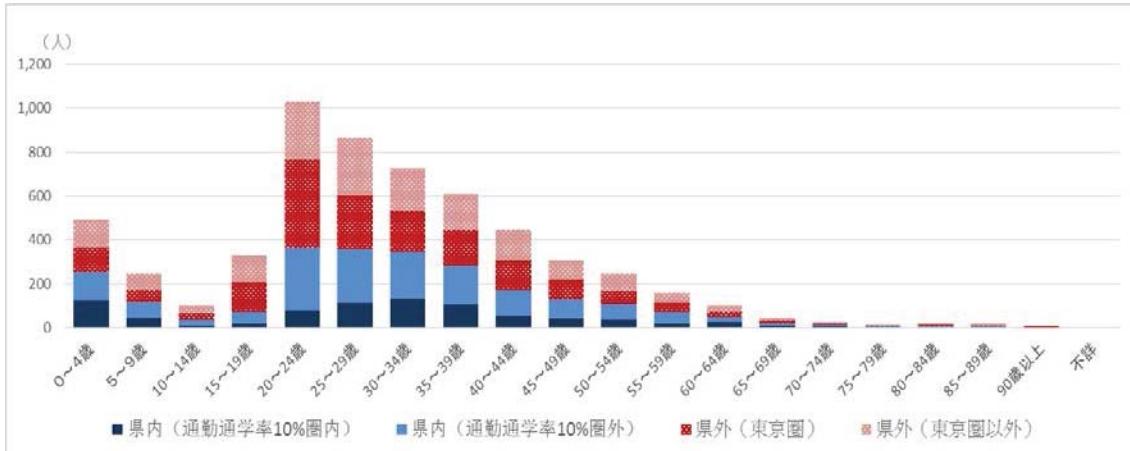
図表3 5歳階級別転入数の状況（A市男性の例）



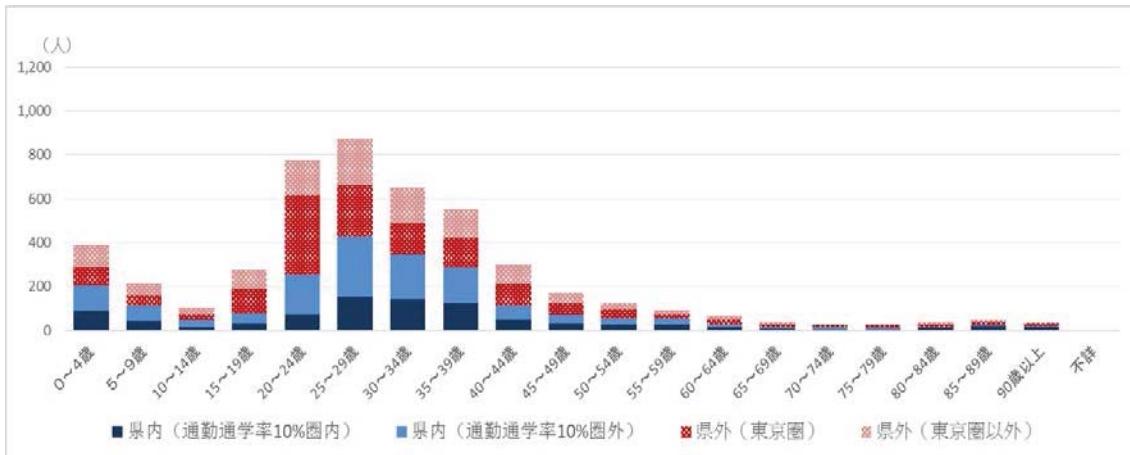
図表4 5歳階級別転入数の状況（A市女性の例）



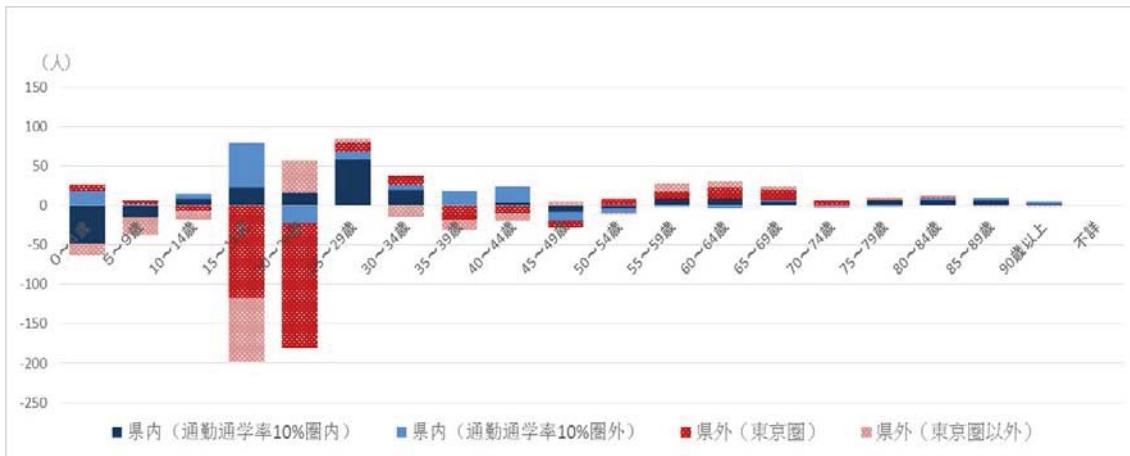
図表5 5歳階級別転出数の状況（A市男性の例）



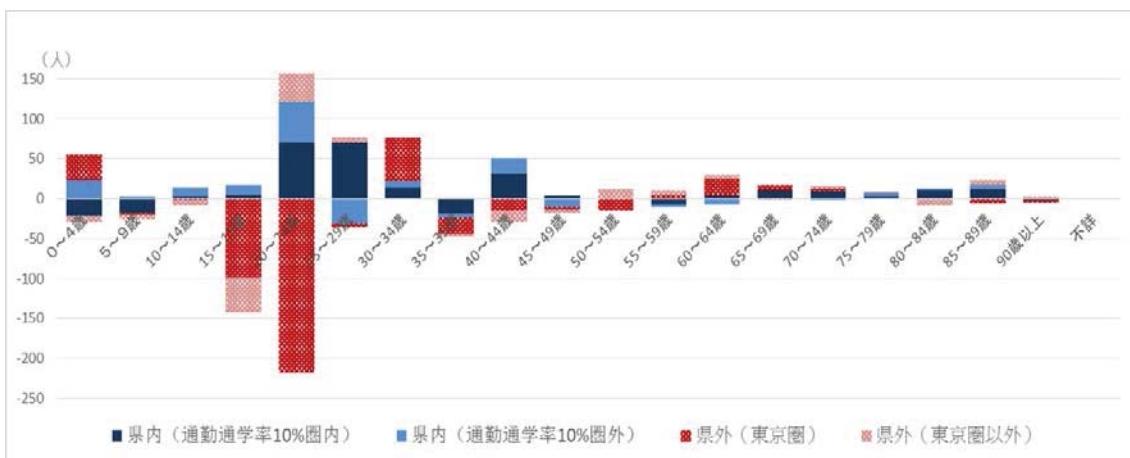
図表6 5歳階級別転出数の状況（A市女性の例）



図表7 5歳階級別純移動数の状況（A市男性の例）

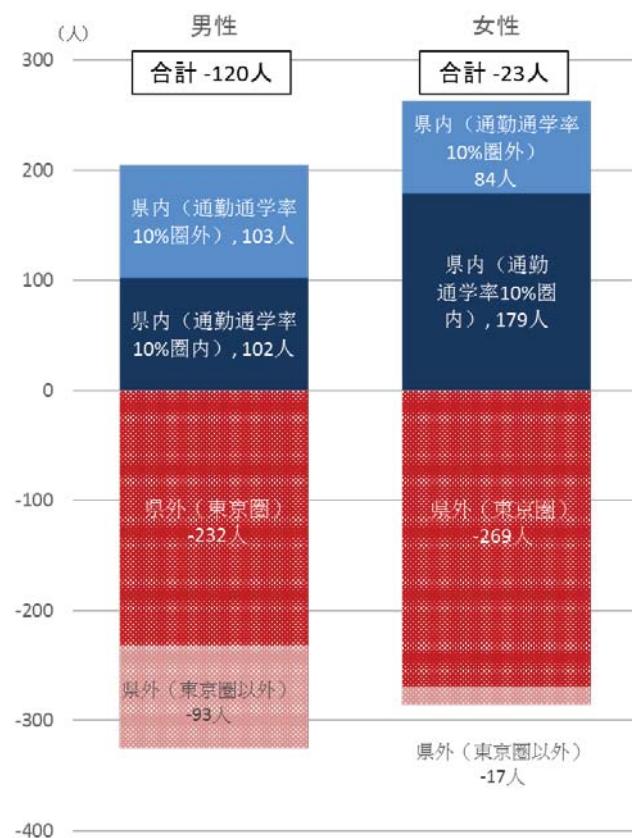


図表8 5歳階級別純移動の状況（A市女性の例）



- A市の地域4区分別の純移動の状況を見ると、女性では県内他市町村からの転入と県外への転出がほぼバランスしているのに対し、男性では、県内他市町村からの転入を上回る県外への転出があることがわかる。これらの背景について、後述（p12）の雇用や就労等に関する分析と併せて分析し、地方公共団体として目指すべき方向と地方版総合戦略における今後の施策を考えいくことが望まれる。

図表9 A市の純移動



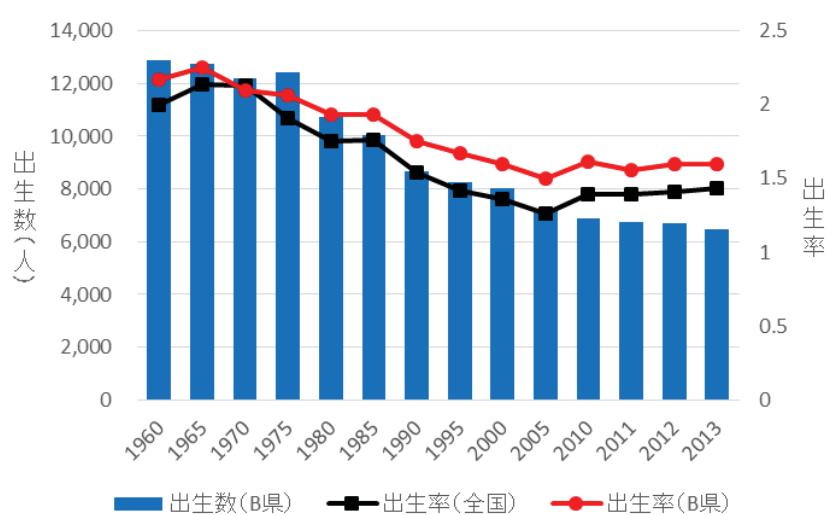
(2) 出生に関する追加的な分析例

- 出生率や出生数の推移を把握することで、地方公共団体ごとに少子化の状況を分析することができる。そこで、出生に関するデータから現状を把握し、出生の時系列の推移や出生動向に関する分析例を示す。
- 各地方公共団体が保有するデータ等を基に、5年毎、又は各年で合計特殊出生率と出生数を把握する。出生に関するデータについては、各地方公共団体のほか、都道府県保健所の統計データ、厚生労働省「人口動態保健所・市区町村別統計」(参考 URL:<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/137-19.html>)から把握することが可能である。

< B 県の例 >

- B 県の合計特殊出生率は、昭和 40 (1965) 年の 2.25 をピークに低下に転じ、平成 17 (2005) 年の 1.50 で底となった。近年徐々に上昇し、平成 25 (2013) 年で 1.60 となっている。また、全国平均を上回って推移している。
- 一方、出生数をみると、平成 17 (2005) 年で 7,148 人であったものが、平成 25 (2013) 年には、合計特殊出生率は上昇しているものの、出生数が 6,461 人と減少している。
- このような変化の要因を分析し、後述 (p17) の住民が希望する結婚や出産の意向と併せて分析し、地方公共団体として目指すべき方向と地方版総合戦略における今後の施策を考えていくことが望まれる。

図表 10 合計特殊出生率と出生数の推移



(3) 雇用や就労等に関する分析例

- 国勢調査の従業地・通学地による人口・産業等集計（参考 URL：総務省統計局の国勢調査（平成 22(2010)年）の結果
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=000001039448> 等のデータを用いて、産業別の就業状況や雇用状況等の把握、地域の産業動向や雇用と人口の関係について把握することができる。

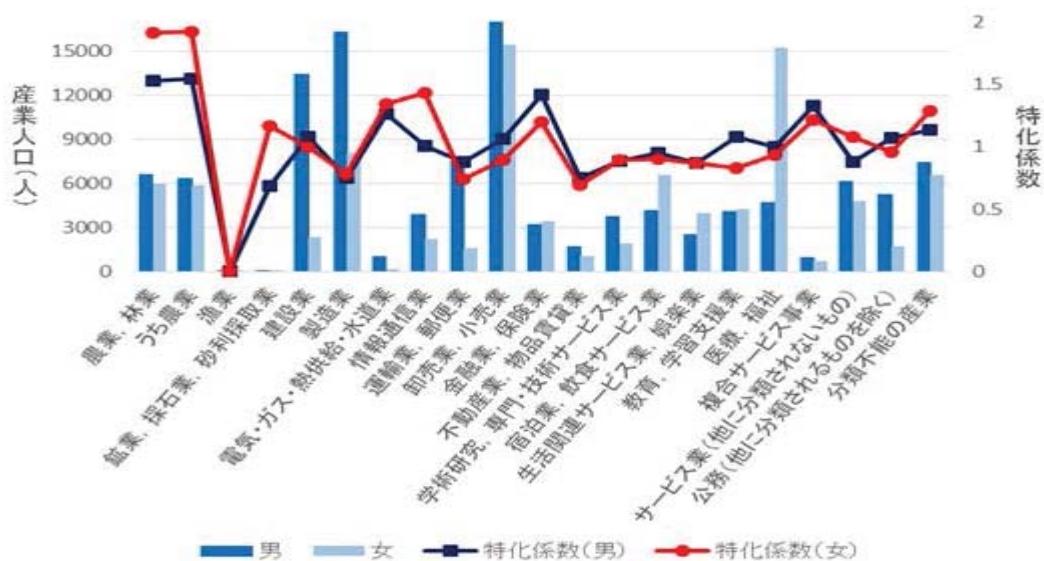
< C 市の例 >

- 平成 22(2010) 年の国勢調査から、C 市の男女別産業別就業人口数を把握し、合わせて産業別特化係数※を計算して、グラフに示す。これにより、当該地方公共団体において雇用の場を提供している産業を把握することができる。また、就業面で相対的に特化している産業を把握することができる。

※ X 産業の特化係数 = 当該地方公共団体の X 産業の就業者比率 / 全国の X 産業の就業者比率

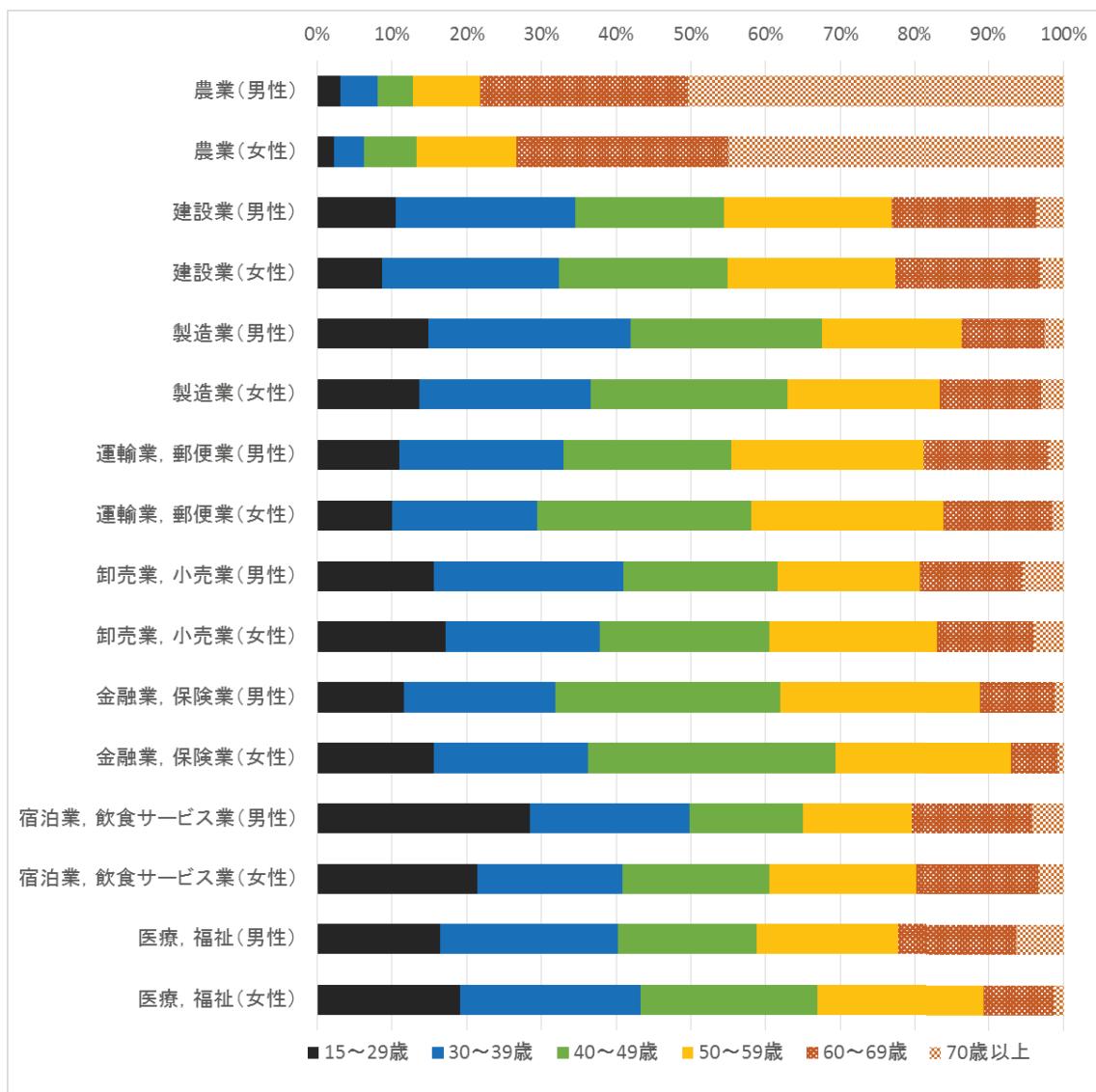
- 男女別に産業別従業者数をみると、男性は、卸・小売業、製造業、建設業の順に就業者数が多く、女性は、卸・小売業、医療・福祉が多くなっている。一方、特化係数をみると、男女とも農業が高く、男性では、金融・保険業、女性では通信情報業が相対的に高くなっている。
- この他、産業別の生産額等の把握・分析を行い、これらの結果を踏まえ、雇用創出の観点からどの分野の産業を振興すべきか、といった地方公共団体として目指すべき方向と地方版総合戦略における今後の施策を考えていくことが望まれる。

図表 11 男女別産業人口（C 市の例）



- 次に、主な産業別に、男女別就業者の年齢階級を把握する（図表12）。これによると、農業における60歳以上が男女とも8割近くを占め、高齢化が進んでいることがわかる。
- 現在は、就業者数において相対的に特化していると考えられる農業においては、今後の高齢化の進展によって、急速に就業者数が減少する可能性も考えられる。この結果を踏まえ、若者の新規就農や担い手育成の推進など、地方公共団体として目指すべき方向と地方版総合戦略における今後の施策を考えていくことが望まれる。

図表12 年齢階級別産業人口（C市の例）



2. 人口の変化が地域の将来に与える影響の分析・考察の例

- 人口の変化が、将来の地域住民の生活や地域経済、地方行政に与える影響について、分析又は考察を行う。
- 例えば、出生や人口移動がほぼ現状のまま推移した場合の影響として、生産年齢人口の減少による経済財政への影響、中山間地域や小規模市町村における生活インフラの維持管理コストの増大や商業施設等の民間施設の撤退、都市部における高齢化の進行等による医療・介護需要の増大と供給との不整合など、当該地方公共団体における生活や、地域経済、地方行政等への懸念される影響について整理する。
- 分析・考察の事項として以下のようないい例が考えられる。その他、人口減少や人口構造の変化と関連が深いと考えられる事項も含め、各地方公共団体において、調査・分析することが求められる。

① 小売店など民間利便施設の進出・撤退の状況

- (例 1) 中山間地域や小規模市町村において、人口減少等により商圈が縮小し、スーパーマーケットやガソリンスタンド等が撤退し生活に不便を感じている住民が増加している。
- (例 2) 都市部において、モータリゼーションの普及とともに郊外型大規模ショッピングセンターが出店し住宅街におけるスーパーマーケットが撤退し、現在、高齢化が進み、自家用車を運転しない高齢者が増加し、いわゆる「買い物難民」が増加している。

② 地域の産業における人材（人手）の過不足状況

- (例 1) 農林水産品を活用した加工・製造業において製造・販売・経営戦略を担う人材が不足し、地域の技術が伝承されず、良質な雇用の場が縮小傾向にある。
- (例 2) 要介護高齢者の増加により介護の必要性が増大し、地域において介護サービスのみに頼らず、住民のボランティア活動を拡充するためのコーディネートができる人材が必要となっている。

③ 公共施設の維持管理・更新等への影響

- (例) 人口増加時期に公共施設や上下水道等の整備を進めてきたが、近年の人口減少により全般的に利用数が低下している。また、人口減少等の理由から税収が減少しており、施設の維持管理費、補修費の行政負担が重荷となりつつある。

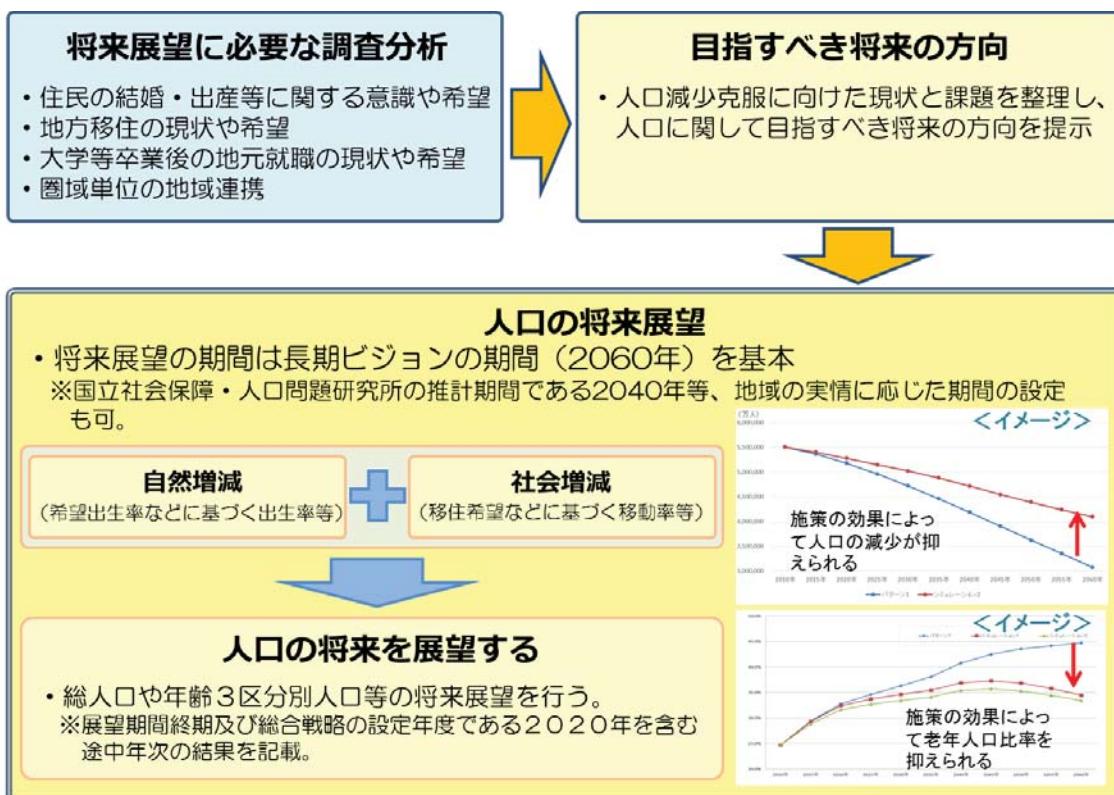
④ 社会保障等の財政需要、税収等の増減による地方公共団体の財政状況への影響

(例) 後期高齢者の増大が予測される中、医療費負担が増加し、国民健康保険財源の逼迫と一人当たり国民健康保険料の上昇が見込まれ、住民負担及び行政負担の増加が見込まれる。他方で、生産年齢人口の減少により、住民税等の収入減少が見込まれる。

III. 人口の将来展望

- 人口の現状分析で把握した課題等を踏まえ、国の長期ビジョンを勘案しつつ、地方公共団体ごとに、将来展望に必要な調査・分析を行い、目指すべき将来の方向を示し、自然増減や社会増減に関する仮定を置いて、総人口や性別・年齢3区分別人口等を展望する。
- その際、都道府県と市町村とで、将来展望の考え方、自然増減や社会増減の推計方法等について、十分に意見交換、協議を行うことが望まれる。

資料3 人口の将来展望のイメージ



1. 将来展望に必要な調査・分析

- 人口の将来を展望するに当たっては、地域住民の結婚・出産・子育ての希望や、地方移住に関する希望などを実現する観点を重視することが重要である。このため、各地方公共団体においては、地方人口ビジョンの策定に当たって必要と考えられる調査・分析を関係機関の協力を得つつ行うことが望まれる。
- 人口の現状分析で検討した方向と、必要に応じて以下の調査・分析等を踏まえて、目指すべき将来の方向を示し、人口の将来展望のための出生や移動に関する仮定を設定する。
- 後述の（1）から（4）の調査事項については、国からデータを提供するもののほか、地方公共団体が独自に調査することが考えられるものが示されている。地方公共団体が独自調査を実施するか否か（同様の既存調査がある場合は、それを活用することもある）は、必要性や作業時期なども踏まえ、あくまでも当該地方公共団体の判断による。

（1）住民の結婚・出産・子育てに関する意識や希望の調査

- 住民の結婚・出産・子育てに関する意識・希望については、すでに、各地方公共団体において独自の調査・分析が行われている場合もあると考えられ、こうした調査・分析については、有効に活用することが望まれる。
- また、参考として、今回、新たに以下の2種類のデータを提供する。

＜今回国から提供するデータ＞

- | | | |
|--|-------------------------|---------------|
| (10) 地域ブロック別及び大規模都道府県における結婚の意向、希望・予定・理想子ども数等（社人研「第14回 出生動向基本調査」（平成22（2010）年）に係る研究） | (11) 都道府県別 結婚・出産等に関する意識 | （平成26（2014）年） |
|--|-------------------------|---------------|

- (10)は、社人研の「第14回 出生動向基本調査」（平成22（2010）年）から、未婚者の結婚の意向、希望子ども数、夫婦の予定子ども数、理想子ども数を地域ブロック別及び大規模都道府県について集計したものである。これは、国の長期ビジョンにおいて参考とした国民希望出生率を算定する際の基礎としたデータに対応するものであり、例えば、各地方公共団体において希望出生率を算定する際に、活用することが可能であると考えられる。

- (11)は、インターネット調査により、未婚者の未婚の理由、既婚者の子育てに関する意識等を調査した結果を、都道府県別に集計したものである。これらから、結婚・出産・子育て等に関する意識を把握し、対策を検討する際の参考とすることが可能である。^(※)

(※) ただし、本調査は、上述社人研の調査結果に比べて未婚者の回答数が、20歳代の層よりも30～34歳の層が多くなっていることなどから、結婚希望や希望子供ども数等は、低めの数値となっていることに留意する必要がある。

(2) 地方移住の希望に関する調査

- 地方公共団体において人口の将来展望を行うためには、人口の社会増減(人口移動)に関する仮定を設定する必要がある。
- 昭和55(1980)年から平成22(2010)年までの、5年ごとの、市町村別・性別・年齢5歳階級別にみた人口移動のデータ(データ(7))、及び都道府県毎の、昭和29(1954)年から平成25(2013)年までの転入数、転出数のデータ(データ(4))については、すでに提供したとおりである。また、各地方公共団体は、独自に住民基本台帳データによって、毎年の人口移動の詳細を把握することが可能と考えられる。
- 今回、提供する市町村間の移動状況が分かるデータ(データ(8)、(9))により、市町村単位で性別・年齢階級別に移動の状況を把握することができる。
- さらに、今後、定住・移住に関する施策に取り組む場合には、各地方公共団体において、必要に応じて独自にUIJターン、子育て期・退職期の移住などの現状や希望の調査を行うことが有効であると考えられる。
- 以上のようなデータや調査等に基づき、例えば、過去の移動状況が安定していた時期の移動率の平均を仮定として設定することや、現状の純移動率を基礎としつつ、移住促進施策により毎年若年層の移住が一定程度あった場合等の仮定を設定することが可能となる。

（3）高校、専門学校、大学等卒業後の地元就職率の動向や進路希望の調査

- 国の長期ビジョンでは、一都三県への転入超過数の大半を15～24歳の若い世代が占めていることが示されている。その要因として、大学進学時ないし大学卒業後就職時の転入がその主たるきっかけとなっていること、また、かつては、東京圏の大学に進学しても、就職時に地元に帰る動きが一定程度あったが、近年こうしたUターンが減少する一方、地方大学卒業生が東京圏へ移動する傾向が強まっていることなどが記載されている。
- これらを踏まえ、今後的人口移動について検討するために、地元就職率の動向や進路希望やUターンの意向等の調査・分析を行うことが考えられる。例えば、地域において魅力的な働く場の確保を目指し、地元就職率の上昇等を通じて今後の転出が減少するとの仮定を設定することなどが考えられる。

（4）圏域を単位とする地域連携に関する調査

- 国の長期ビジョンでは、今後、地方では、地域社会の機能維持が重大な局面を迎える、特に人口急減に直面している地方では、経済規模の縮小が更なる人口流出を引き起こす悪循環に陥る危険性があることが指摘されている。このことは、過疎地域における日常の買い物や医療など地域住民の生活に不可欠な生活サービスの確保さえも困難になることを示唆するものである。また、過疎地のみならず、地方の中小都市においても、若年層の流出が続くことで都市機能を支える各種産業が成立しなくなり、雇用機会の減少が更なる流出に拍車をかけることが危惧されている。
- 国の総合戦略においては、基本目標の一つとして、「時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域が連携する」を示し、地方版総合戦略の策定状況を踏まえて、国の目標を設定することとしている。そのため、中山間地域等における「小さな拠点」の形成、地方都市における経済・生活圏の形成、さらには大都市圏における安心な暮らしの確保といったように、基幹集落と周辺集落が連携し、また、それぞれの地方公共団体が連携し、地域の特性に即して、地域が抱える課題の解決に取り組むことが重要である。
- 地方人口ビジョンにおいても、経済的・社会的・文化的に一体性を有する圏域を単位とする地域連携に関する調査・分析を行うことが有効であると考えられる。

- このため、総務省「国勢調査」の結果から、今回、新たに市町村別の昼夜間人口比率、通勤・通学率のデータを提供する。これらのデータのほか、医療や買い物等の生活における「つながり」度合を把握し、圏域設定を検討し、今後、定住自立圏や地方中枢都市圏等を活用しながら連携して施策を推進することも有効である。

<今回国から提供するデータ>

- (12) 市町村別 昼夜間人口比率（平成12(2000)、17(2005)、22(2010)年）
- (13) 市町村別 通勤・通学率（平成12(2000)、17(2005)、22(2010)年）

- これらのデータを用いて、以下のような地域間の一体性の考察を行うことができる。

①昼夜間人口比率

昼間人口（常住人口（夜間人口）から他の市町村へ通勤・通学している人を引き、他の市町村から通勤・通学している人を足した数）を夜間人口で除して100をかけた値。各地方公共団体において、当該地方公共団体及びその近隣地方公共団体における昼夜間人口比率を把握し、従業・通学の場としての拠点性を把握することができる。

②通勤・通学圏

各地方公共団体において、当該地方公共団体への近隣地方公共団体の通勤・通学率を考察し、前述の雇用や就労等に関する分析（p12）等と併せてその背景を分析することで、産業の集積などを把握することができる。

例えば、A市の通勤・通学率10%圏とは、常住地における通勤・通学者数に占める、A市で従業・通学する数の割合が10%以上の地域である。

なお、通勤・通学率の活用に当たっては、1市町村から他の複数の地方公共団体に通勤・通学している場合もあることから、その場合は、自市町村を除き通勤通学率が第1位の市町村の圏域に属することとするのが一般的である。また、県境を越えて通勤・通学している場合もあるので、留意することが必要である。

- この他、医療や買い物などの生活圏域に係る現状分析を行い、それらを踏まえた圏域の設定や、圏域からの人口流出の背景の分析を行うことで、地方公共団体として目指すべき方向と地方版総合戦略における今後の施策を考えていくことが望まれる。

2. 目指すべき将来の方向

- 人口の現状分析から把握した目指すべき方向、将来展望に必要な調査分析の結果を踏まえ、地方公共団体ごとに、人口に関して目指すべき将来の方向を提示する。
- 国の長期ビジョンでは、人口減少への対応として、「(1)『東京一極集中』を是正する」、「(2)国民の希望の実現に全力を注ぐ」「(3)若い世代の就労・結婚・子育ての希望に応える」という3つの基本的視点が示されており、目指すべき将来の方向として、「将来にわたって『活力ある日本社会』を維持すること」が掲げられている。さらに目指すべき将来の方向の中で、地方創生がもたらす日本社会の姿として、「(1)自らの地域資源を活用した、多様な地域社会の形成を目指す」「(2)外部との積極的なつながりにより、新たな視点から活性化を図る」「(3)地方創生が実現すれば、地方が先行して若返る」「(4)東京圏は、世界に開かれた『国際都市』への発展を目指す」という4つの姿が描かれている。
- 国の長期ビジョンを踏まえ、また、地方の独自の議論等を基に、地方人口ビジョンにおいても、例えば、以下のような方向を提示することが考えられる。
 - ① 移住・定住に関する希望を実現する：
 - ・仕事や住まい、子どもの教育などの総合的な情報提供や支援を通じて、UIJターンを進める。
 - ・地元大学や経済界と連携し、若い世代の地元進学率及び地元就職率を高めることで、地元で暮らしたいという希望を実現する施策を推進する。
 - ② 若い世代の結婚・子育て等に関する希望を実現する：
 - ・若い世代のために、今後中核となると考えられる産業の振興に注力して、質の高い雇用の場を確保し、ワークライフバランスや仕事と家庭の両立しやすい環境を整える。
 - ・地域の子育て支援の仕組みを充実させることで、若い世代が希望する結婚や出産を支える施策を推進する。
 - ③ 多様な地域を形成する：
 - ・時代にあった地域づくりを進め、中山間地域や集落における小さな拠点の整備、中規模都市を中心とする地域連携を進め、住みよい地域づくりにより住み慣れた地域で暮らし続けるための施策を推進する。

3. 人口の将来展望

- 前述（p21）の目指すべき将来の方向を踏まえて、人口の将来を展望する。

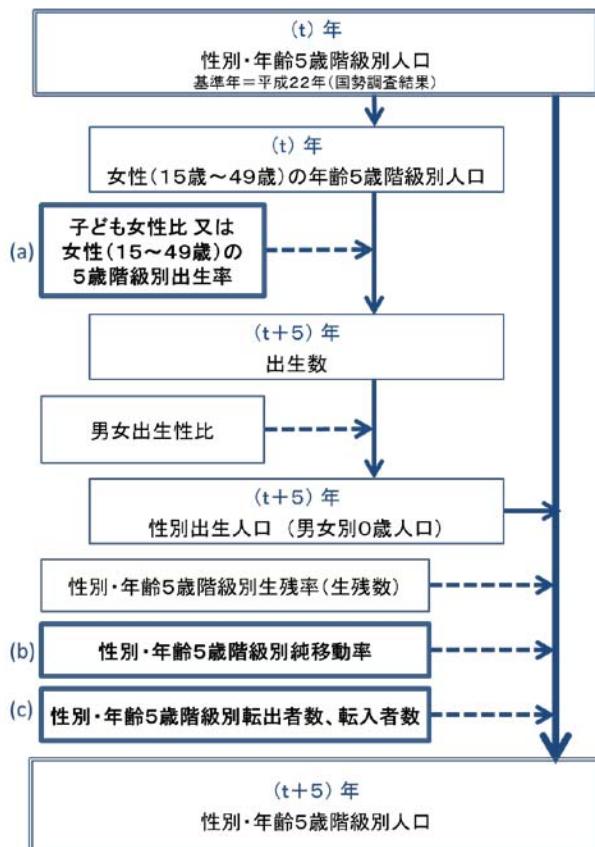
（1）将来展望の期間等

- 地方人口ビジョンの対象期間については前述（p2）のとおり、国の長期ビジョンの期間（平成72(2060)年）を基本とするが、社人研の推計期間である平成52(2040)年を目途とするなど、地域の実情に応じて設定することも差支えない。ただし、国の長期ビジョンで指摘されている、人口構造の「若返りの時期」を分析するためには一定程度長期の展望が必要となることに留意する必要がある。
- 人口の将来展望の期間としては、対象期間の終期だけでなく、「地方版総合戦略」との関連性を考慮して、平成32(2020)年の時点について記載するとともに、例えば、10年ごとなど、対象期間中の中間時点についても記載することが望まれる。
- なお、国から提供するワークシートを活用して将来展望を行う場合には、あらかじめ平成72(2060)年までの推計式等が入力されており、平成22(2010)年を基準年として5年ごとに、性別・年齢5歳階級別の値を作成することができるようになっている。

（2）人口の将来を展望するに当たっての推計方法

- 人口推計の方法は、10月20日資料p6～7に記載したとおりである。当該推計方法の1例をフローチャートに示したもののが以下の図表13である。
- 地方公共団体において、適切な仮定を検討することにより、人口の将来を展望することが重要である。
- なお、地方公共団体が、既に独自のより詳しい将来人口推計を行ってきている場合には、独自の推計を行うことも差し支えない。

図表 13 人口の将来を展望するに当たっての推計のプロセス図
(国から提供するワークシートによる推計の例)



- 人口の将来を展望するに当たっては、10月20日の説明会において提供した将来人口推計を行うためのワークシート・パターン3（10月20日資料p21～23参照）、今回提供するワークシート・パターン4を活用することが可能である。
- ワークシート・パターン4は、ワークシート・パターン3の推計手法に加えて、性別・年齢5歳階級別の純移動数（転入数から転出数を引いた数）を仮定した推計等を可能としたワークシートであり、図表13に示したプロセスにおいて、a～cとなっている値を独自に設定することで、各地方公共団体の人口の将来を展望することができるようになっている。
 - ・ a : 子ども女性比、又は女性（15～49歳）の年齢5歳階級別出生率のいずれかを独自に設定することができる。
 - ・ b : 性別・年齢5歳階級別の純移動率を独自に設定することができる。
 - ・ c : 性別・年齢5歳階級別の純移動数を独自に設定することができる（純移動率は社人研の仮定を置いたままで純移動数を別途設定することもできる）。

- 上述の a の値の設定に当たって、新たに出生数を用いて子ども女性比を算出するためのデータを提供する。

<今回国から提供するデータ>

(14) 都道府県別 出生数（5年間）の0～4歳人口への変換率

(平成 22(2010)年)

- 以下に、人口の将来を展望するに当たって必要となる、いくつかの仮定の設定方法について解説する。ワークシートの操作手順については、「ワークシートの操作手順について」を参照願いたい。

① 自然増減（出生等）に関する仮定：

国から提供するワークシート・パターン4を活用して、子ども女性比、又は合計特殊出生率の仮定を設定して推計することが可能である。これらの例として、例えば、次のような方法が考えられる。

- 国の長期ビジョンにおける合計特殊出生率の仮定（平成 42(2030)年に 1.8 程度（国民希望出生率）、平成 52(2040)年に 2.07（人口置換水準））を参考にして設定する方法

（留意点等）

- 平成 22（2010）年から平成 42（2030）年の中間年について、現状の合計特殊出生率から 1.8 までを直線的に数値を設定することや、過去の伸び率を勘案して設定することが考えられる。
- 提供データ（10）により、国の希望出生率（1.8）を、ブロック別の希望出生率に置き換えて仮定することも可能である。

- 5 年間の出生数を基に子ども女性比の仮定を設定する方法

（留意点等）

- 子ども女性比（0～4歳人口（5年間の出生数に（14）の変換率を乗じることで算出が可能）を 15～49 歳女性人口で除した値）は、例えば、以下のとおり分解することができるので、有配偶の状況などを分析することが可能である。

$$\text{子ども女性比} = \frac{0\sim4\text{歳人口}}{15\sim49\text{歳有配偶女性人口}} \times \frac{15\sim49\text{歳有配偶女性人口}}{15\sim49\text{歳女性人口}}$$

② 社会増減（移動）に関する仮定

国から提供するワークシート・パターン4を活用して、性別・年齢5歳階級別の純移動率の仮定、又は、性別・年齢5歳階級別の純移動数の仮定を設定することが可能である。（両者を組み合わせて設定することも可能である）。これらの例として、例えば、次のような方法が考えられる。

- 国の長期ビジョンにおける「図3. 地域別の高齢化率の長期的な見通し」における仮定を参考にして、平成47（2035）年から平成52（2040）年までに移動が均衡すると仮定して、平成47（2035）年から平成52（2040）年の純移動率をゼロと設定する方法
(留意点等)
 - 中間年について、平成22（2010）年から平成27（2015）年の純移動率から、平成47（2035）年から平成52（2040）年の純移動率（ゼロ）までを直線的に数値を設定することや、過去の伸び率を勘案して設定することが考えられる。
- 過去の純移動率のデータ（例えば、10月20日資料p17～20等）から、人口移動が最も落ち着いていた時期の移動率を用いる方法
- 地方版総合戦略の基本目標として転入者数や転出者数を設定した場合に、当該転入者数や転出者数の値に対応した、性別・年齢5歳階級別の純移動数を設定する方法
- ベースとなる純移動率の仮定と、新規UIJターンの見込み数等を踏まえた純移動数の仮定とを組み合わせる方法

など

(3) 将来展望結果のまとめの記載例

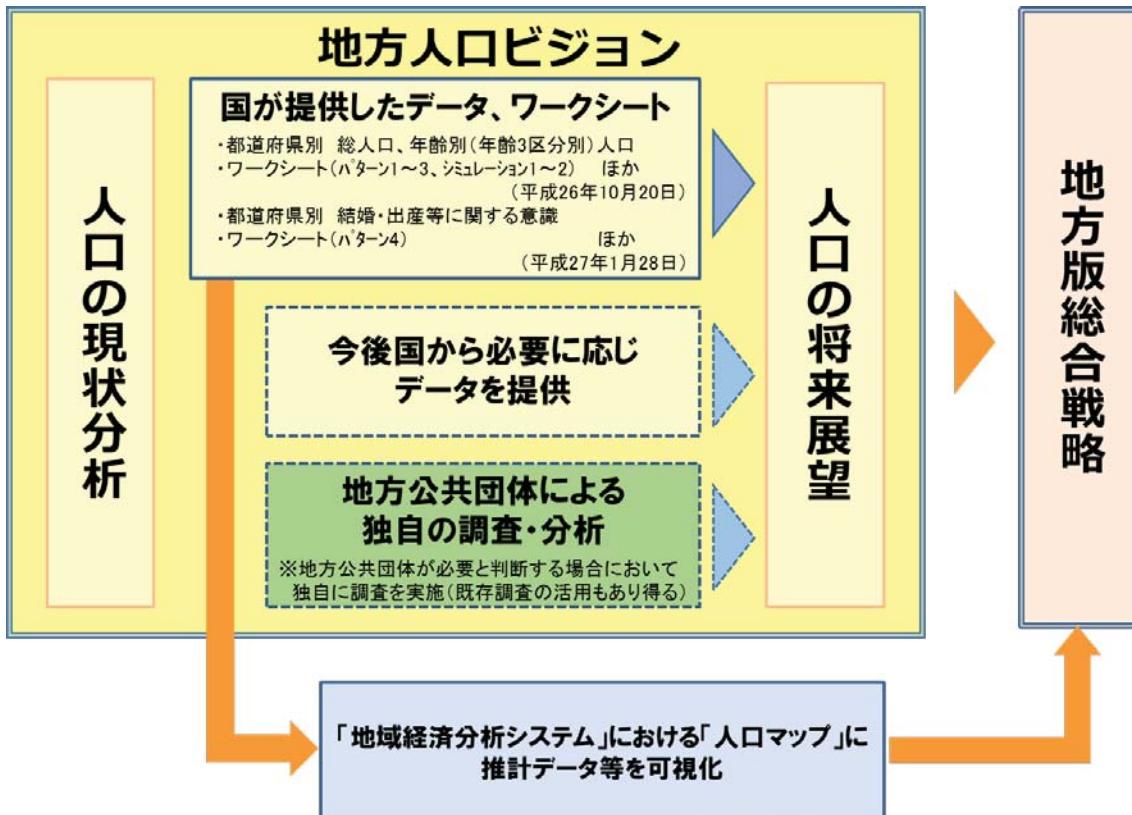
○ 人口の将来展望

- ・ 以上の仮定のもとで人口の将来展望を行う。将来の仮定を置いた場合の、平成72(2060)年の総人口、及び、0～14歳の年少人口、15～64歳の生産年齢人口、65歳以上の老人人口の年齢3区分人口及びそれぞれの総人口に対する割合等を展望として示すことが望まれる。

○ 社会経済との関係

- ・ 併せて、将来的に、生産年齢人口の減少率の抑制及び経済財政への負の影響の緩和、地域の活力の維持、高齢化率の低下等による医療・介護の負担増の緩和などの点について、出生率等が現状のまま推移する場合と比較して、各地方公共団体の社会経済に、どのような影響が生じるか、どのようなことが期待されるか等について記載することが望まれる。

地方人口ビジョン策定等のプロセスのイメージ



未定稿

地方版総合戦略策定のための手引き

平成 27 年 1 月
内閣府地方創生推進室

<はじめに>	1
1. 都道府県と市町村の役割分担	2
1－1 都道府県の役割	
1－2 市町村の役割	
1－3 都道府県と市町村との連携	
2. 策定プロセス	3
2－1 住民・産官学金労言の参画と推進組織	
2－2 起草作業	
3. 地方版総合戦略の構成	4
3－1 全体的な構成	
3－2 国（都道府県）の総合戦略の勘案	
3－3 基本目標と基本的方向	
3－4 具体的な施策	
4. 数値目標・重要業績評価指標（KPI）の設定	6
4－1 基本目標における数値目標	
4－2 各施策における重要業績評価指標（KPI）	
5. 戦略の対象となる政策	9
5－1 政策分野の範囲	
5－2 「政策5原則」を踏まえた施策の推進	
5－3 補助事業の活用、地方単独事業の積極的な推進	
5－4 「地域経済分析システム」の活用	
6. 総合計画等との関係	10
6－1 総合計画等と地方版総合戦略との関係	
7. PDCAサイクルの確立	10
7－1 PDCAサイクル	
7－2 外部有識者の参画	
8. 地方議会との関係	11
8－1 地方議会による議論	

<はじめに>

都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「地方版総合戦略」という。）の策定については、昨年12月27日に、「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について（通知）」（以下「12月27日通知」という。）及び「地方人口ビジョン・地方版総合戦略の策定に当たっての参考資料」（以下「12月27日参考資料」という。）により示したほか、本年1月14日には、地方創生担当大臣名の書簡を各地方公共団体の長及び議会の長へ発出したところです。

この手引きは、その後、各地方公共団体からいただいた御質問等をもとに、地方版総合戦略策定に当たっての留意点等を取りまとめたものです。各地方公共団体において、地方版総合戦略の策定に御活用ください。

1. 都道府県と市町村の役割分担

1-1 都道府県の役割

① 広域的な施策等

都道府県には、市町村を包括する広域の地方公共団体として、広域にわたる施策や基盤的な施策を中心として地方版総合戦略に盛り込み、実施することが期待されます。

- 例) • 地域の有力産業群の育成
• 地域中核企業支援、金融支援
• 対内直接投資の促進
• 企業の本社機能移転促進
• 大学生等への奨学金制度の創設
• 多子世帯支援
• 都市間の公共交通ネットワーク形成

② 市町村との連絡調整・支援

地方版総合戦略は全市町村に対して策定を努力義務としていることから、都道府県には、市町村間の取組に関する連絡調整や、小規模市町村への支援を行うことが期待されます。

- 例) A県：県庁と地方事務所に「市町村支援総合窓口」を設置し、市町村の戦略策定を支援
B県：市町村の状況を社会移動でタイプ分けし、タイプごとに必要な施策を情報提供
C県：県版の市町村コンシェルジュ・市町村応援コーディネーターを任命

1-2 市町村の役割

① 地域の特色や地域資源を生かした住民に身近な施策

市町村には、基礎的な地方公共団体として、地域の特色や地域資源を生かし、住民に身近な施策を幅広く地方版総合戦略に盛り込み、実施することが期待されます。

- 例) • 起業創業支援
 • 新規就農者の確保
 • サテライトオフィスの推進
 • 都市農村交流の促進
 • 子育て世代包括支援センターの整備
 • 小さな拠点（多世代交流・多機能型）の整備

② 市町村間連携

広域観光や都市農村交流など個別の施策における複数市町村間の連携のほか、定住自立圏や連携中枢都市圏等、圏域設定を行った取組など、市町村連携（他の都道府県の市町村との連携を含む。）に関する施策に積極的に取り組むことが期待されます。

さらに、経済面、文化面、地理的状況等の観点から一体性・関係性のある広域圏（上述の定住自立圏や連携中枢都市圏など）においては、複数の市町村が共同して地方版総合戦略を策定することも考えられます。

1 – 3 都道府県と市町村との連携

都道府県と市町村の役割分担は上述のとおりですが、都道府県と市町村の間で、戦略の策定段階において都道府県が調整機能を発揮し、目標設定や施策の方向性について整合性を取ることが期待されます。なお、都道府県と市町村の調整を図る方法としては、都道府県の推進組織（2 – 1 参照）に市町村が参画したり、都道府県と市町村の連絡調整の場を設けるなどが考えられます。

- 例) 移住促進施策 :
- | | |
|--------|-----------------------------|
| 都道府県 → | • 全国移住促進センターと連携した県内への移住促進活動 |
| 市町村 → | • 移住希望者に対する具体的な「お試し居住」の提供 |

2. 策定プロセス

2 – 1 住民・産官学金労言の参画と推進組織

まち・ひと・しごと創生を効果的・効率的に推進していくためには、住民、N P O、関係団体や民間事業者等の参加・協力が重要であることから、地方版総合戦略は、幅広い年齢層からなる住民をはじめ、産業界・市町村や国の関係

行政機関・教育機関・金融機関・労働団体・メディア（産官学金労言）等で構成する推進組織でその方向性や具体案について審議・検討するなど、広く関係者の意見が反映されるようにすることが重要です。

なお、地方版総合戦略の策定に当たっては、地域金融機関、政府系金融機関等の知見等を積極的に活用することも有効です。

2－2 起草作業

戦略策定に必要な調査等を民間コンサルティング企業等に委託することは差し支えありませんが、戦略の起草作業自体は、住民や産官学金労言の参画を得ながら、地方公共団体自らが行うようお願いします。

3. 地方版総合戦略の構成

3－1 全体的な構成

地方版総合戦略は、創生法第9条、第10条に基づき策定されるものです。当該条文では、地方版総合戦略の内容として、それぞれ第2項第1号～第3号で、①目標、②講すべき施策に関する基本的方向、③その他必要な事項を規定しています。具体的な施策については、③として整理されます。

具体例については、12月27日参考資料を参照ください。

3－2 国（都道府県）の総合戦略の勘案

都道府県が総合戦略を策定するに当たっては、創生法第9条、第10条の規定により、国の総合戦略を勘案することとなります。国の総合戦略は、人口の現状及び将来の見通しを示す「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」を踏まえ、かつ、その実施状況を検証するための数値目標等を設定することとなっており、地方版総合戦略においても同様に、「地方人口ビジョン」を策定し、これを踏まえるとともに、数値目標等を設定してください。

市町村の総合戦略は、国の総合戦略に加えて、都道府県の総合戦略も勘案の上、策定する必要があります。なお、都道府県が総合戦略を策定する前に、市町村が先行して総合戦略を策定することも差し支えありません。

○まち・ひと・しごと創生法（抄）

（都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略）

第九条（略）

- 2 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標
 - 二 都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、都道府県が講ずべき施策に関する基本的方向
 - 三 前二号に掲げるもののほか、都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、都道府県が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するためには必要な事項
- 3 （略）

（市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略）

第十条（略）

- 2 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標
 - 二 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策に関する基本的方向
 - 三 前二号に掲げるもののほか、市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するためには必要な事項
- 3 （略）

3－3 基本目標と基本的方向

まずは、各地方公共団体における人口の現状と将来の展望（「地方人口ビジョン」）を踏まえた上で、それぞれの地域の実情に応じながら、一定のまとまりの政策分野ごとに、戦略の基本目標を設定します。国の総合戦略でいえば、

- ・「地方における安定した雇用を創出する」
- ・「地方への新しいひとの流れをつくる」
- ・「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」
- ・「時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する」

となります。

そして、この基本目標の達成に向けてどのような政策を推進していくかを、基本的方向として記述します。「地方への新しいひとの流れをつくる」という目標であれば、例えば「移住希望者の視点に立ち、雇用や住まい、教育等の移住の受け皿に関する総合的な環境整備を行うとともに、全国移住促進センターの活用などを通じて、移住希望者向けの情報提供に取り組む」「若者の大学進学時や就職時に東京圏への転出が多数に及んでいることから、地方大学等の活性化、企業等における地方採用・就労の拡大に取り組む」などの基本的方向が考えられます。

3－4 具体的な施策

前節で設定した政策分野ごとに、それぞれの地域の実情に応じながら計画期間（5年間）のうちに実施する施策を検討し、盛り込みます。すべてが新規の施策である必要はなく、これまでに既に実施されてきている施策であって効果の高いものが含まれていても差し支えありません。

また、国の総合戦略では、付属文書としてアクションプランを作成していますので、施策の検討に当たっては、アクションプランに盛り込まれた国の施策も参考にしてください。

4. 数値目標・重要業績評価指標（KPI）の設定

4－1 基本目標における数値目標

地方版総合戦略には、盛り込む政策分野ごとに5年後の基本目標を設定します。この基本目標には、行政活動そのものの結果（アウトプット）ではなく、その結果として住民にもたらされた便益（アウトカム）に関する数値目標を設定する必要があります。

仮に、定性的な目標を設定する場合には、創生法第8条第3項の規定に基づき、その目標の達成度合いを検証できるよう、客観的な指標を定める必要があります。

例) 「地方への新しいひとの流れをつくる」の基本目標の設定
数値目標を設定する場合・・・転入者数 5年間で●●人
定性的な目標を設定する場合・・・転入者数について、毎年度増加を目指す(※)。

※ 定性的な目標を設定した場合には、客観的な指標として「転入者数」を設定の上、毎年度、その数値を確認し、平成26年度の●●人よりも増加したかどうか検証する。

○まち・ひと・しごと創生法（抄）

第八条（略）

2（略）

3 まち・ひと・しごと創生本部は、まち・ひと・しごと創生総合戦略の案を作成するに当たっては、人口の現状及び将来の見通しを踏まえ、かつ、第十二条第二号の規定による検証に資するようまち・ひと・しごと創生総合戦略の実施状況に関する客観的な指標を設定するとともに、地方公共団体の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4～7（略）

4－2 各施策における重要業績評価指標（KPI）

各政策分野の下に盛り込む具体的な施策については、それぞれに対して、客観的な重要業績評価指標（KPI）を設定する必要があります。この重要業績評価指標（KPI）は、原則として、当該施策のアウトカムに関する指標を設定するものとします。なお、アウトカムに関する指標が設定できない場合には、アウトプットに関する指標を設定することも差し支えありません。

重要業績評価指標（KPI）：

Key Performance Indicator の略称。

施策ごとの進捗状況を検証するために設定する指標をいう。

以上を踏まえて、地方版総合戦略の骨格を具体的に例示すると、次ページのようになります。

(例) 《基本目標》本県への新しいひとの流れをつくる

- 数値目標** : ・県全体で、県外からの転入者数：5年間で〇〇人増加
・県全体で、県外への転出者数：5年間で〇〇人減少

基本目標

《基本的方向》

- 移住希望者の視点に立ち、雇用や住まい、教育等の移住の受け皿に関する総合的な環境整備を行うとともに、全国移住促進センターの活用などを通じて、移住希望者向けの情報提供に取り組む。
- 本県においては、若者の大学進学時や就職時に東京圏への転出が多数に及んでいることから、県内に所在する大学等の活性化、企業等における地方採用・就労の拡大に取り組む。

基本的方向

《具体的な施策と重要業績評価指標 (KPI)》

(ア) 本県への移住の促進

① 移住・交流の専門相談員の配置

県の移住相談センターに移住・交流に関する専門相談員を配置し、インターネット等により本県に関心を持った人に対する相談窓口を整備する。

重要業績評価指標 (KPI) : センターを通じた移住者数

〇〇件 (5か年分の累計)

(具体的な事業) ・移住・交流相談促進事業
・〇〇〇〇事業

具体的な施策と重要業績評価指標 (KPI)

② 空き家バンク等住宅情報の提供体制整備

県内の各市町村における空き家情報を統合し、一元的に情報提供する。

重要業績評価指標 (KPI) : 空き家バンクに情報提供した市町村数 〇〇市町村

(具体的な事業) ・空き家バンク活用促進事業
・〇〇〇〇事業

(イ) 企業の地方拠点強化、企業等における地方採用・就労の拡大

① サテライトオフィス、テレワーク環境の整備の推進

県内各市町村によるサテライトオフィス、テレワーク環境の整備を推進し、県の移住相談センターとも連携しながら、企業の県内拠点の強化や県内での採用拡大につなげる。

重要業績評価指標 (KPI) : 県内でテレワークを導入する企業数 〇〇社

(具体的な事業) ・テレワーク実証実験事業
・〇〇〇〇事業

(ウ) 大学等の活性化

① 地元大学への進学促進

県内にキャンパスを有する大学等の活性化の取組を支援し、高等教育段階における地元進学を促進する。

重要業績評価指標 (KPI) : 自県大学進学者の割合 〇〇%

(具体的な事業) ・高校と大学との交流促進事業
・〇〇〇〇事業

5. 戰略の対象となる政策

5-1 政策分野の範囲

地方版総合戦略は、まち・ひと・しごと創生に関するものであることから、その中に盛り込むべき施策としては、①しごとづくり②ひとの流れ③結婚・出産・子育て④まちづくりに係る各分野を幅広くカバーすることが望れます。とりわけ、「しごとづくり」は、まち・ひと・しごと創生の好循環を生み出す重要分野であり、十分に位置づけることが必要です。

ただし、各地域に固有の地域資源を活用する観点や、人口の自然増減・社会増減の現況を踏まえて、特定の分野や特定の施策を重点的に推進することは差し支えありません。

例えば、中山間地に所在する市町村では、「しごとづくり」の観点から農林水産業や観光に関する施策を重点的に実施したり、人口が流入超過で出生率の低い大都市圏では、結婚・出産・子育て支援に重点を置いた施策を実施したりするなどの工夫が考えられます。

5-2 「政策5原則」を踏まえた施策の推進

国の総合戦略に盛り込まれた「政策5原則」（自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視）の趣旨を踏まえて、効果的に施策を推進してください。

例）「自立性」に即した取組として、事業の検討に際して地域金融機関等の参画を得て、事業の継続性など金融面からのチェックや民間融資の可能性なども視野に入れて事業を構築することが考えられる。

5-3 補助事業の活用、地方単独事業の積極的な推進

施策の検討に当たっては、国の平成26年度補正予算、平成27年度当初予算における各種補助事業や、「地域住民生活等緊急支援のための交付金」（平成26年度補正予算で創設）などを積極的に活用してください。

また、地方財政計画に地方創生に必要な経費として「まち・ひと・しごと創生事業費（仮称）」1兆円が計上されたことを踏まえ、地域の自主性を発揮した地方単独事業に積極的に取り組んでください。

5-4 「地域経済分析システム」の活用

国においては、企業間取引、観光地における人の動き、現在及び将来の人口構成、人口流出先・流入元等、地域経済に関する様々なビッグデータを活用し、

地域の特性を分析できる「地域経済分析システム」について、平成27年4月から各地方公共団体に活用していただけるよう開発を進めています。

本システムを十分に活用し、客観的データに基づいて、各地域の強み・弱みを含めた特性を把握した上で、数値目標及び重要業績評価指標（KPI）の設定や講じた施策の効果検証を行っていただくとともに、これらを踏まえた地方版総合戦略の策定に取り組んでください。

システムの活用方法につきましては、今後、各ブロック別での説明会の開催、各地方経済産業局及び地方運輸局によるサポートを行います。

6. 総合計画等との関係

6-1 総合計画等と地方版総合戦略との関係

地方版総合戦略は人口減少克服・地方創生を目的としていますが、いわゆる総合計画等は、各地方公共団体の総合的な振興・発展などを目的としたものであり、両者の目的や、含まれる政策の範囲は必ずしも同じではありません。また、地方版総合戦略においては数値目標や重要業績評価指標（KPI）を設定することとなっていますが、こうした手法は、総合計画等においては義務付けられたものではありません。

これらの理由から、地方版総合戦略は総合計画等とは別に策定してください。

ただし、総合計画等を見直す際に、見直し後の総合計画等において人口減少克服・地方創生という目的が明確であり、数値目標や重要業績評価指標（KPI）が設定されるなど、地方版総合戦略としての内容を備えているような場合には、総合計画等と総合戦略を一つのものとして策定することは可能であると考えられます。

7. PDCAサイクルの確立

7-1 PDCAサイクル

まち・ひと・しごと創生を実現するためには、従来の政策の反省の上に立ち、PDCAサイクルを確立することが必要です。具体的には、まず、効果的な総合戦略を策定し、着実に実施していくとともに、4.で設定した数値目標等を基に、実施した施策・事業の効果を検証し、必要に応じて総合戦略を改訂するという一連のプロセスを実行していくことになります。

PDCA サイクル :

Plan-Do-Check-Action の略称。

Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Action（改善）の4つの視点をプロセスの中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法のこと。

Plan-Do として効果的な地方版総合戦略の策定・実施、Check として地方版総合戦略の成果の客観的な検証、Action として検証結果を踏まえた施策の見直しや地方版総合戦略の改訂を行うことが求められる。

7 – 2 外部有識者の参画

総合戦略の効果検証に際しては、その妥当性・客觀性を担保するため、行政の中だけで行うのではなく、2 – 1 で述べた推進組織などを活用して、外部有識者等の参画を得ることが重要です。

8 . 地方議会との関係

8 – 1 地方議会による議論

地方版総合戦略については、議会と執行部が車の両輪となって推進することが重要であることから、各地方公共団体の議会においても、地方版総合戦略の策定段階や効果検証の段階において、十分な審議が行われるようにすることが重要です。

「小平市人口ビジョン及び小平市まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定までのスケジュールについて

「小平市人口ビジョン及び小平市まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定までのスケジュールは、現時点において、次のとおりです。

第1回推進本部・委員会開催

小平市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部 6月23日(火)

小平市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会 7月2日(木)

<開催の概要>

- ・地方版人口ビジョン及び地方版総合戦略について
- ・小平市人口ビジョン及び小平市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定スケジュールについて
- ・小平市人口ビジョンについて
- ・アンケート調査の実施について
- ・小平市のめざす観光まちづくりについて

7月上旬～下旬 庁内関連課にヒアリングを実施、住民アンケート調査着手

※アンケート回収は8月中旬目途

第2回推進本部・推進委員会開催

小平市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部 8月19日(水)

小平市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会 8月28日(金)予定

<開催の概要(予定)>

- ・小平市人口ビジョンについて
- ・小平市まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標、基本的方向の検討、施策の検討①

9月中旬～下旬 人口ビジョン草案の確定

第3回推進本部・推進委員会開催

小平市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部 10月中旬

小平市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会 10月下旬又は11月上旬

<開催の概要(予定)>

- ・アンケート調査結果の報告
- ・小平市まち・ひと・しごと創生総合戦略の施策の検討②、各施策における重要業績指標(KPI)の設定について

第4回推進本部・推進委員会開催

小平市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部 11月中旬以降

小平市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会 11月下旬 又は 12月初旬

<開催の概要（予定）>

- ・小平市人口ビジョン及び小平市まち・ひと・しごと創生総合戦略（素案）について
- ・その他

12月中旬 市民意見公募手続の実施

第5回推進本部・推進委員会開催

小平市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部 1月中旬以降

小平市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会 1月下旬

<開催の概要（予定）>

- ・小平市人口ビジョン及び小平市まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）について
- ・その他

3月上旬 「小平市人口ビジョン及び小平市まち・ひと・しごと創生総合戦略」発行

小平市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会委員名簿

(50音順、敬称略)

氏名	所属など
浅見 知秀	東京むさし農業協同組合小平支店小平地区統括支店次長
井上 明子	NPO 法人子育てサポートきらら理事長
久保田 幸平	公募市民委員
小林 佳子	公募市民委員
小山 崇	小平商工会地域振興課長補佐
関 幸子	株式会社ローカルファースト研究所代表取締役、内閣府経済社会総合研究所客員研究員、東洋大学客員教授
竹内 千寿恵	NPO 法人 Mystyle@こだいら代表理事
多田 優子	公募市民委員
田中 啓生	公募市民委員
徳田 正之	小平市私立幼稚園協会会长
長島 剛	多摩信用金庫価値創造事業部部長
西田 明子	公募市民委員
信山 武蔵	一般社団法人小平青年会議所理事長
藤田 真実	社会福祉法人小平市社会福祉協議会 こだいらボランティアセンター長
松原 沙由美	公募市民委員